

第1回ユニバーサルサービス委員会 議事概要

日時 平成21年3月12日(木) 13:30～14:30
場所 総務省5F 第4特別会議室
参加者 ユニバーサルサービス委員会
黒川主査、酒井主査代理、
菅谷委員、関口委員、東海委員、三友委員
総務省(事務局)
武内電気通信事業部長、淵江事業政策課長、
古市料金サービス課長、村松料金サービス課企画官、
飯村課長補佐、町田課長補佐、寺岡課長補佐

○事務局から資料1について説明した後、主査代理に酒井委員を選出。
その後引き続き、事務局から資料2について説明。

菅谷委員 寄せられた意見についてコメントしたい。今回の省令改正案は、今後減少傾向になると予測されるNTT東西への補てん対象額を、より現実的な形で補正するというものであり、NTT東西からの意見はもっともな意見だと思う。ソフトバンクから「議論されていない」云々との意見が提出されているが、今時「情報通信行政・郵政行政審議会への諮問」の前段として、昨年「ユニバーサルサービス政策委員会」において議論したわけであり、今回の考え方としてはこういうものでいいのではないかと考えている。意見3や4について、今後の議論や情報開示についてはそのとおりだと思う。「NTT東・西には、当該課題整理に資する展望・情報等の積極的な開示が期待される。」との考え方は、もう少し強い要請に変えてもいいのではないかとも思ったが、この表現で構わない。

関口委員 IP補正は、過渡期である現時点における緊急避難的な措置であり、今後いずれ見直す必要があることから、できるだけ早い時期にというのは妥当だと思う。

酒井主査代理 意見に対する考え方としては、このようなものだと思う。

感想ではあるが、各社からの意見の中で、「将来のユニバーサルサービスの在り方」について触れられていないのが少々意外な感じがしているところ。

KDDIの意見で、「PSTNの移行計画の開示」とあるが、PSTNからIP網への移行は、ユーザーの利用動向に左右されるものであり、NTT東西の独断で進めることができるとは考えられない。したがって、このあたりをどうするのか、今のPSTNがどこまで保つのか、といったストーリーを今後NTT東西が示していくのではないかと考えている。

東海委員 IP補正の省令改正案自体については、特段意見はない。

各社からの意見は、少し先を見据えて、ユニバーサルサービス政策委員会で議論すべきことを指摘しているものと認識。施行後3年を目途に見直すとしているが、他の審議会等においてもユニバーサルサービスとの絡みで、固定・携帯・IPのうち最低限維持すべきサービスとは何かとの意見が出されているところであることから、携帯電話の普及やFMCのような固定と携帯の融合、IP化の進展等を踏まえつつ、場合によっては、3年を待たずに制度を見直す必要が出てくるかもしれない。

三友委員 この委員会は省令の改正等について調査するものであることから、考え方とし

てはこれでいいのではないかと思っている。ただ、他の委員の方々がおっしゃられているように、もう少し先を見据えた方がよいと私自身も考えており、ユニバーサルサービスの在り方の検討については、なるべく早く開始した方がよいと思っている。

黒川主査 私も他の委員の方々とまったくの同意見である。

今回は、現状制度の継続を前提にできる限りのことを見直したものであり、今回の補正により現状制度を継続させることができるわけである。ただ、今の時期にこういうことを考えていていいのか、という思いはあるにはあるが、今回の我々の役割は算定方法についての調査なので、これでよろしいかと思う。

制度の将来的な在り方に関する議論を始めるかどうかについてであるが、人心一新した新たなメンバーを集めた場で是非とも早速に議論して欲しいと思っている。こういう類のものは、できるだけ天真爛漫に時間をかけて議論すべきものであり、すぐにも動き出すことが必要。ユニバーサルサービスの定義、接続ルールとの関わり、国際的な戦略等があるので、できるだけ早い展開を期待したい。

菅谷委員 次回は携帯電話をユニバーサルサービスの範囲に含めるかどうか重要になってくるものと認識。固定電話と携帯電話は制度や料金水準が異なるものであり、接続料も含めた議論もする必要があるのではないかと考えている。

関口委員 ユニバーサル委員会は政省令の制定・改廃等に関する委員会であり、当該機能を淡々と担うべく、その必要性の都度開催されていくものと認識している。

ユニバーサルサービスそのものについては、今後如何に上手にPSTNを終息させられるかが課題であると認識しているところ。もっとも、当面は、ユーザーの理解が得られるよう、そして補てん対象額を肥大させないよう、適切に制度を見直していくことでバランスを取っていく必要があるだろう。

酒井主査代理 補てん対象額の算定ルールは理解しているが、省令改正案の形にしてみると意外と解読が難しいものだと改めて認識。

今後は、ユニバーサルサービスの範囲にインターネット等のIP系サービスをどう絡めていくのが課題であると思っている。

三友委員 今年の2月から3月にかけて、東北地方や沖縄の離島等の地方部へ視察に行ってきたところ。地方の現状を目の当たりにしてみると、地方の情報化を一所懸命進めながら、ユニバーサルサービス制度によって全国最低限のサービスを維持、という片足でアクセル、片足でブレーキという印象が強い。もう少し先を見据えた検討を進めていかなければならないものと認識。いずれにしても、「ユニバーサルサービス政策委員会」等の場を活用して、可能な限り早期に、今後の制度の在り方についての議論を始めてみてはいかがか。

黒川主査 他にご発言等がないようであれば、当委員会として、資料2の報告書案のとおり、3月31日開催予定の「情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会」へ報告することといたしたいがよろしいか。

－ 異議なしの声あり －

では、そのようにさせていただきたいと思う。本日はありがとうございました。

※その他

- ・報告書について案のとおり、3月31日（火）開催予定の「情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会」へ報告することとされた。

～ 以上 ～